

介護保険特別会計における不適正な支出による支払月の期ずれについて

(1) 事案の概要

保険給付費とは、被保険者が介護給付サービスを利用した際の自己負担額以外の費用で、市が負担しているもの。

国の介護給付費負担金とは、市が負担した保険給付費に対して、法律に定められた割合で国が負担するもの。

国の介護給付費負担金（歳入）の対象月

5月支払分から翌年4月支払分まで

和光市の歳出年度の保険給付費の支出月

4月支払分から翌年3月支払分まで

支払月の期ずれは、国の介護給付費負担金（歳入）の対象月と和光市の歳出年度の保険給付費の支出月にずれが生じていること。

(2) 事案発覚の経緯

国に提出する決算書抄本の数字を変更していた。

この状態が20年間、続いていた。

(3) 事案の発生原因

平成16年度に保険給付費を11回のみ支出し、12回目（翌年

4月支払分)を翌年度の平成17年度予算で支出したため。

(4) 事案への対応

期ずれを是正するため、令和7年3月議会において、1回分の保険給付費(約3億円)の補正予算を行った。

この際の財源は、介護保険特別会計の基金から9千万円、一般会計から2億1千万円を繰り入れた。

(5) 市民への影響

介護保険は、特別会計のため、本来はその予算の範囲で運営することから、一般会計から繰り入れた2億1千万円は、返還することが原則。

第10期(令和9年~11年)の保険料に上乗せした場合の試算

基準の第5段階 月額327円 年額3,924円

保険料への影響が非常に大きい。

具体的な対応については、介護保険運営協議会で検討する。

(6) 再発防止

前例踏襲による事務執行と法令等の不十分な確認が原因。

法令等の確認を徹底し、適正に事務を執行する。